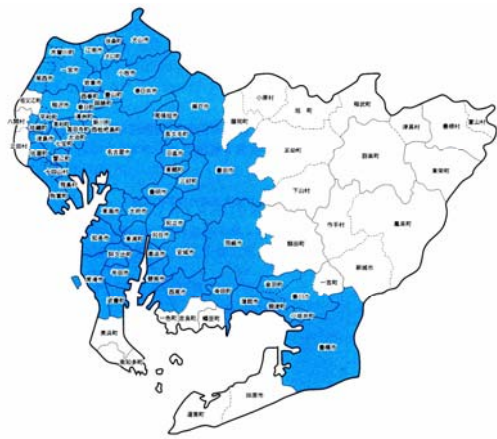


環境に配慮した自動車輸送の促進について

1. 大気環境の状況とこれまでの対策 (平成14年～)

- 自動車環境対策については、あいち新世紀自動車環境戦略や自動車 NOx・PM 法に基づき取組を行ってきた。
- 平成21年度は、県内大気汚染測定局において二酸化窒素の環境基準を100局中97局が達成した。達成していない測定局は、名古屋市内の国道23号沿いの「元塩公園」、岡崎市内の国道1号沿いの「大平」・「朝日」
- 二酸化窒素の環境濃度は、未達成の3局も含めて減少傾向にある。

○自動車NOx・PM法に基づく車種規制



対策地域(左図網掛け部分)内で登録されているトラック、バス等で排出ガス基準に適合しない車(車種規制非適合車)は、対策地域内で車検証の交付が受けられない。

○二酸化窒素に係る環境基準達成状況の推移

年度	17	18	19	20	21
測定局数	98	99	99	100	100
達成局数	96	96	96	97	97
達成率 (%)	98	97	97	97	97

2. 3局の未達成の要因分析

(平成19・20年:要因調査、平成21年:要因分析)

- 3局で環境基準を達成していない要因について、交通量調査等を実施して検討した。
- 国道23号・1号における交通等の状況
 - ・ 自動車からの窒素酸化物排出量のうち、貨物車等からの排出量が95%以上を占めている。
 - ・ 車種規制非適合車は、貨物車等の走行台数の約20%を占めている。
 - ・ 対策地域外からの流入車は、貨物車等の走行台数の約15%である。
 - ・ 流入車のうち県内発着(荷物の積卸等)をするものは約70%(貨物車等の走行台数の約10%)を占めている。

○国道23号・1号における自動車からの窒素酸化物排出量の割合

国道23号	貨物車等 97%	乗用車、軽自動車 3%
国道1号	貨物車等 96%	乗用車、軽自動車 4%

※ 貨物車等＝貨物自動車、バス、特種自動車

○車種規制非適合車の割合

□国道23号(H19調査)……総走行台数＝約88,000台/日

貨物車等全体	100% (走行台数＝約43,000台/日)
車種規制非適合車	22% (約9,600台/日)
対策地域内の規制猶予車	7%
流入車	15%
県内発着車	11% (流入車の72%)

□国道1号(H20調査)……総走行台数＝約58,000台/日

貨物車等全体	100% (走行台数＝約26,000台/日)
車種規制非適合車	17% (約4,400台/日)
対策地域内の規制猶予車	3%
流入車	14%
県内発着車	10% (流入車の69%)

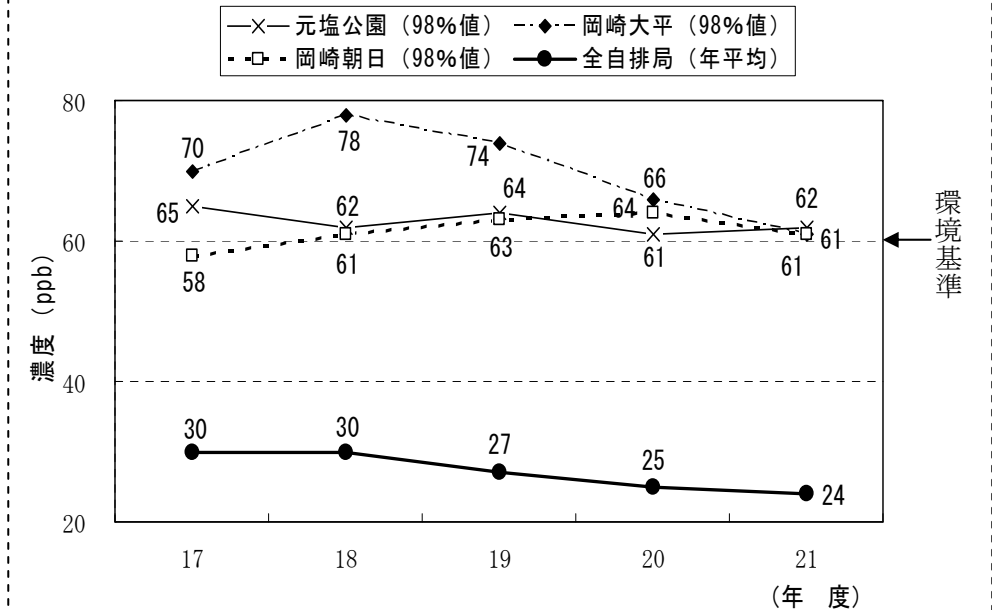
3. 取組のターゲット

- 汚染に寄与している車種規制非適合車
- 車種規制非適合車の多くを占める対策地域外からの流入車のうち県内発着(荷物の積卸等)をするもの

4. 取組の方向(案)

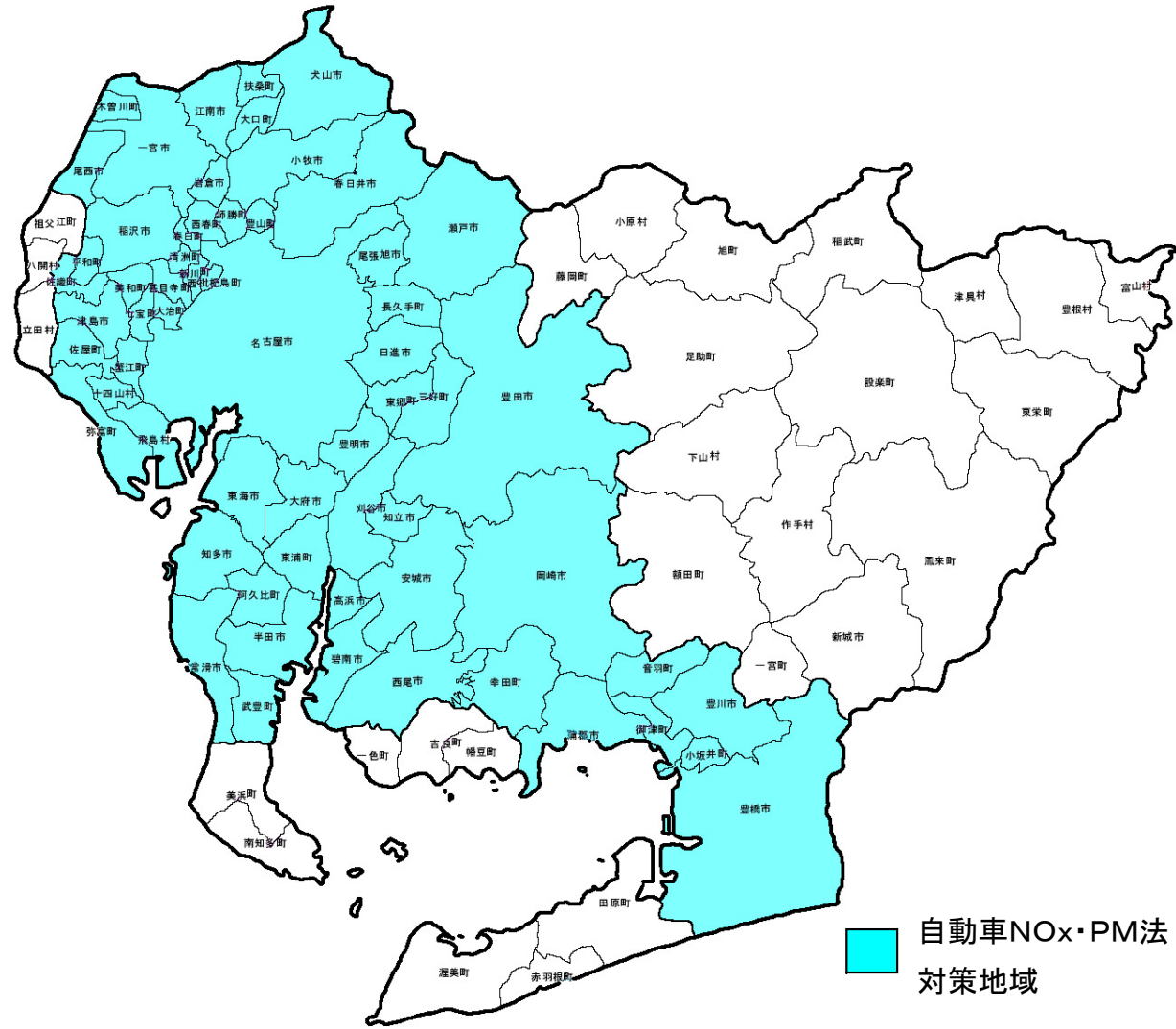
- 対策地域内における車種規制非適合車の使用の制限
 - ・ 運送業者は、貨物等の運送に際して、車種規制非適合車を使用しない
 - ・ 荷主・旅行業者は、貨物等の運送の発注時に、運送業者等に対し、車種規制非適合車を使用しないよう要請

(参考) 二酸化窒素の環境濃度の推移



自動車NOx・PM法の概要

1 愛知県内における自動車NOx・PM法対策地域



愛知県内61市町村（平成13年11月1日における行政区画）

名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、尾西市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、葉栗郡、中島郡平和町、海部郡七宝町、同郡美和町、同郡甚目寺町、同郡大治町、同郡蟹江町、同郡十四山村、同郡飛島村、同郡弥富町、同郡佐屋町、同郡佐織町、知多郡阿久比町、同郡東浦町、同郡武豊町、額田郡幸田町、西加茂郡三好町、宝飯郡音羽町、同郡小坂井町及び同郡御津町の区域

2 全国における自動車NOx・PM法対策地域

都府県名	市区町村数(注)
埼玉県	61
千葉県	18
東京都	51
神奈川県	26
愛知県	61
三重県	8
大阪府	38
兵庫県	13

注1 平成13年11月1日における行政区画によって表示された市区町村数。

2 現在、愛知県内では、57市町村のうち47市町村が対策地域となっている（岡崎市、豊川市、豊田市、稲沢市及び愛西市については、合併前に対策地域外であった旧町村は、引き続き対策地域外となっている）。

3 対策地域内における規制内容（平成14年10月～）

(1) 車種規制

NOx・PMの排出基準を満たしていない車（車種規制非適合車）については、新車は対策地域内で登録を行うことができず、使用過程車は猶予期間（初度登録年月日からの経過年数）経過後は、対策地域内で登録更新できない（車検証の交付が受けられない）。

(2) 対象車種

貨物自動車、大型バス、マイクロバス、ディーゼル乗用車及び特種自動車